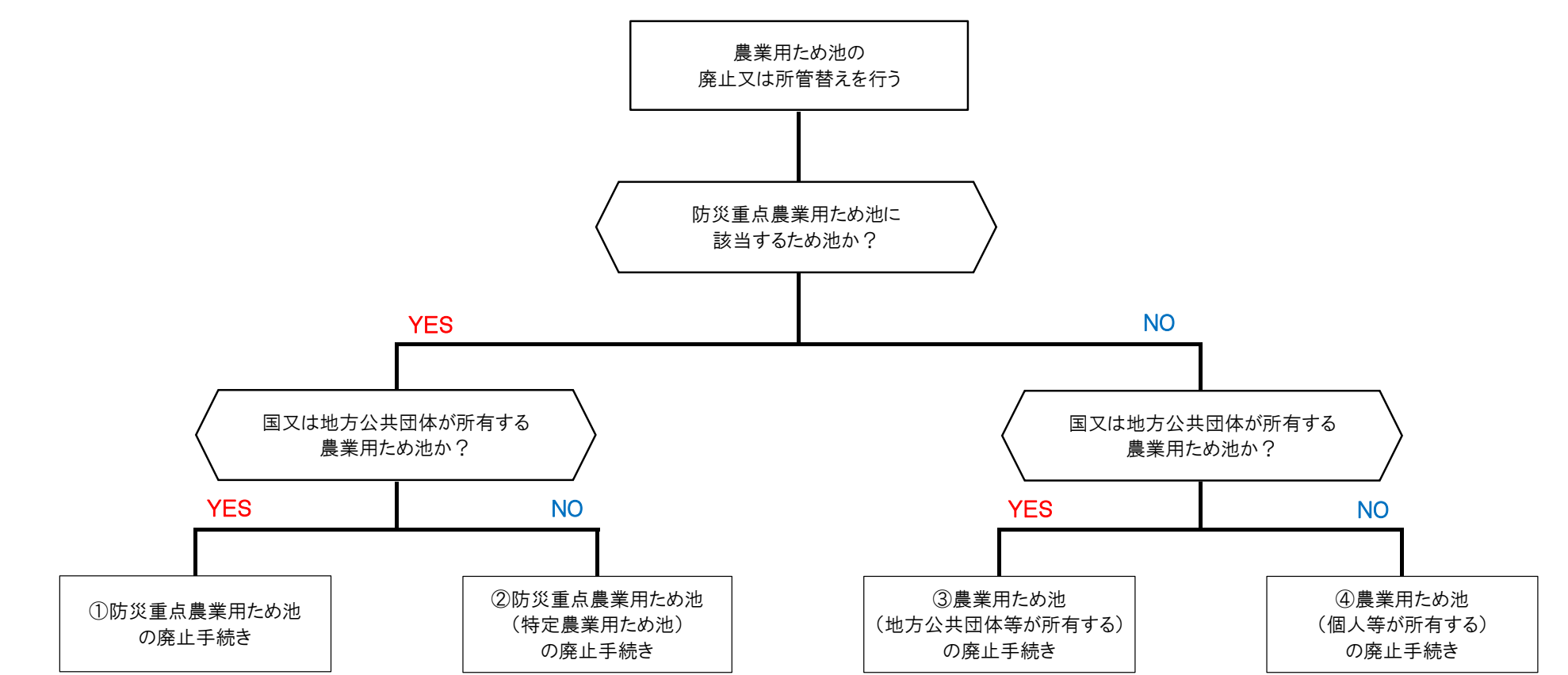


農業用ため池の廃止又は所管替え等に係る手続きフロー



①防災重点農業用ため池における必要な手続き

- (1)防災重点農業用ため池を廃止等した旨の公文書を市町村長から知事に提出する。^{※1}
※指定解除に係る補足資料を添付する。^{※9}
※管内事務所の指定解除に係る確認結果を添付する。^{※10}
- (2)防災重点農業用ため池の廃止について、市町村長に対して意見聴取を実施する。^{※2}
- (3)同意文書を受理後、防災重点農業用ため池の解除を行う。^{※3}
- (4)ため池防災支援システム及びデータベースに反映する。
- (5)防災工事等推進計画の変更手続きを行う。

②防災重点農業用ため池(特定農業用ため池)における必要な手続き

- (1)防災重点(特定)農業用ため池を廃止等した旨の公文書を市町村長から知事に提出する。^{※1}
※ため池管理保全法における廃止届を添付する。^{※4}
※指定解除に係る補足資料を添付する。^{※9}
※管内事務所の指定解除に係る確認結果を添付する。^{※10}
- (2)防災重点(特定)農業用ため池の廃止について、市町村長に対して意見聴取を実施する。^{※2・5}
- (3)同意文書を受理後、防災重点(特定)農業用ため池の解除を行う。^{※3・6}
- (4)ため池防災支援システム及びデータベースに反映する。
- (5)防災工事等推進計画の変更手続きを行う。
- (6)特定農業用ため池の指定にあたり、宮城県公報に掲載する。^{※7}

③農業用ため池(地方公共団体等所有)における必要な手続き

- (1)農業用ため池を廃止等した旨の公文書を市町村長から知事に提出する。^{※8}
- (2)ため池防災支援システム及びデータベースに反映する。

④農業用ため池(個人等所有)における必要な手続き

- (1)農業用ため池を廃止等した旨の公文書を市町村長から知事に提出する。^{※8}
※ため池管理保全法における廃止届を添付する。^{※4}
- (2)ため池防災支援システム及びデータベースに反映する。

【各種様式及び根拠法令等】

- ※1:様式1
- ※2:様式2(防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条第2項及び第3項)
- ※3:様式3(防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条第1項及び第3項)
- ※4:様式4(農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項)
- ※5:様式5(農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項及び第2項、第5項)
- ※6:様式6(農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項及び第5項)
- ※7:宮城県公報(農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項及び第3項、第5項)
- ※8:様式7(農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項及び第2項)
- ※9:様式8
- ※10:様式9